

## 令和８・９年度 邑楽町小規模契約希望者登録申請について

令和８・９年度に邑楽町が発注する小規模な土木工事・建築工事・業務委託・物品購入等の契約（以下「小規模契約」という。）において、邑楽町競争入札参加資格者名簿（指名参加願提出者含む）に登録されていない町内業者を積極的に活用することにより、その受注機会の拡大を図るための制度です。小規模契約を希望する場合は邑楽町小規模契約希望者登録要綱の規定に基づき申請をしてください。

### 1. 対象となる契約

- 工事 １件の予定価格が 200 万円以下
- 物品購入 １件の予定価格が 150 万円以下
- 物件の借入れ １件の予定価格が 80 万円以下
- その他委託等 １件の予定価格が 100 万円以下

### 2. 登録できる者

町内に主たる事業所を有する者とし、適法の範囲内であれば個人、法人、建設業の許可の有無、営業規模及び従業員数は問わないものとする。ただし、次の各号のすべてに該当する者であること。

- （１）邑楽町競争入札参加資格者名簿に登録されていない者（指名参加願を提出されていない者）。ただし、同名簿に登録されている者で、同名簿に登録していない業種や工種等は登録することができる。
- （２）小規模契約を締結する能力を有する者及び破産者（復権を得ていない方）でない者
- （３）希望する業種を履行するために必要な資格、許可を取得している者
- （４）町税を完納している者
- （５）暴力団員及び暴力団関係者ではない者
- （６）受注者として不適当と認められない者

### 3. 登録者の取扱い

「邑楽町小規模契約希望者登録申請書」（別記様式１号）等提出書類を提出して審査に合格した方は、邑楽町小規模契約希望者登録者名簿に登載され、令和８・９年度に邑楽町が発注する小規模契約の際の業者選定の対象となります。ただし、業者選定や契約を約束するものではありません。また、登録者名簿に登載されていないことによって、今後の小規模契約ができなくなるものでもありません。なお、登録申請書の書類審査に合格し、申請書を受理された方についてはこの制度による登録業者となりますので改めて通知は致しません。ただし、申請後に邑楽町の小規模契約の相手として不適当と認められた場合は、登録を抹消のうえ通知します。

### 4. 登録の有効期間

この登録の有効期間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までとなります。その後は、２年ごとに改めて申請により登録をします。ただし、随時申請された者は、登録日から令和１０年３月３１日までとなります。

### 5. 受付期間

- 申請期間 令和８年３月２日（月）から３月２３日（月）まで  
受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで

(ただし、土・日曜日、祝祭日を除く。また、上記申請期間以降でも随時申請可能ですが、この場合は、審査合格日が令和8年4月1日以降となります。)

○申請場所 邑楽町役場財政課契約検査係（役場庁舎2階12番窓口）

○申請書類 ①邑楽町小規模契約希望者登録申請書（別記様式第1号）

②町税の完納証明書（申請時から3ヶ月以内のもの）

※発行窓口は税務課になります。申請の際に窓口に来た方の運転免許証等本人確認出来る書類が必要になります。また、個人事業主の場合で、本人または同居の家族以外の場合は委任状が必要になります。法人の場合は、法務局登録代表者印鑑が必要になります。

③暴力団排除に関する誓約書（別紙1）

○問合せ先 邑楽町役場財政課契約検査係 TEL 0276-47-5005（直通）

## 6. 登録内容の変更等

登録事項に変更又は登録抹消を希望する場合は小規模契約希望者登録内容変更申請書（別記様式第2号）を速やかに提出してください。

## 7. 契約に関する事項

### ①発注方法

邑楽町が小規模契約を発注するときは、原則として複数の業者から見積もりを徴収し、最も低い価格を提示した者と契約をすることになります。なお、見積もりを邑楽町から依頼されても辞退することは自由です。

### ②契約の方法

契約業者となった者は役場担当課員の指示に従い、書面（請書または契約書）により契約します。

### ③契約の履行

契約の履行は請書または契約書に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、自ら履行しなければなりませんので、業種選定をする際に自ら履行できる業種を選定のうえ申請してください。

### ④請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う邑楽町の確認検査後、請求に基づき口座振替の方法により支払います。

### ⑤不正行為等の禁止

小規模契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為があったときは、契約した業務を解約するとともに、登録の抹消を行うことがあります。

## 8. 申請書の記載方法

### ①住所

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を住所地として記入してください。

### ②商号又は名称

法人は商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は通常使用している商号がある場合はそれを記入してください。無い場合は記入しないでください。

### ③代表者職・氏名

法人は商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主はその経営者を記入してください。

④印鑑

法人は印鑑登録した代表社印を使用してください。個人事業主は実印でなくてもかまいません。なお、申請書等に使用した印鑑は、登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用して頂きますのでご注意ください。

⑤希望職種

○土木工事

舗装 下水道 造園土木等

○建築工事

ガラス サッシ 建具 屋根 内装 左官 タイル ブロック 塗装 電気 板金 管等

○業務委託

土木・建築設計 清掃 造園管理等

○物品・役務

事務用品 雑貨 花木 印刷 電気製品等